

11月は「過労死等防止啓発月間」です

栃木労働局労働基準部監督課長より、令和4年10月17日付け事務連絡「「過重労働解消キャンペーン」に関する周知・広報のお願いについて」をもって、過労死等防止啓発月間である11月に過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施していること。

また、11月は「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請け等中小企業者への「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」を展開していることについての周知・広報依頼がありました。

詳細は、以下の厚生労働省の記者発表資料をご覧ください。

- [11月は「過労死等防止月間」です](#)
- [11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です](#)